

九州大学農学研究院ネーミングライツパートナー等募集要項

国立大学法人九州大学農学研究院(以下「農学研究院」という。)では、「九州大学におけるネーミングライツの設定等に関する基本方針」(平成29年12月13日総長裁定、以下「本学基本方針」という。)に基づき、農学研究院で管理、使用する施設等にネーミングライツ事業者(以下「ネーミングライツ事業者」という。)に命名権又は広告を掲載する権利(以下「命名権等」という。)を付与し、命名権等を付与された事業者(以下「ネーミングライツパートナー」という。)からネーミングライツ料を得て、農学研究院における学生への教育支援および教員への研究支援等を目的としたネーミングライツパートナーを以下のとおり募集します。

1. 募集期間

随時募集

毎月、前月末までの応募に対して選考を行いますので、契約開始希望日から少なくとも3か月前を目安として申請いただくようお願いします。

2. 対象施設

ウエスト5号館2階情報学習室 195 m² , 3階情報学習室 65 m², 講義室 13 室
(別紙 1 参照)

3. 契約希望条件

(1)ネーミングライツ料

延床面積および立地により以下に区分し、それぞれに下限金額と上限金額を設定します。
ただし、各区分とも上限金額以上の申請も可能とし、複数申請となった場合は 8.(2)により選考を行います。

区分 A (～50 m ²)	募集無し
区分 B (50 m ² ～100 m ²)	50万円～100 万円
区分 C (100 m ² ～150 m ²)	100 万円～150 万円
区分 D (150 m ² ～)	150 万円～

(消費税及び地方消費税を含まない)

(2)ネーミングライツによる愛称設定期間

3年以上

更新を希望する場合、優先的に交渉することができるものとします。

(3)愛称使用開始時期

ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

4. 応募資格

ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人・自然人と法人格のない団体のすべてを対象とします。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)並びに暴力団密接関係者若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (3) 貸金業法第2条第1項の規定による貸金業を行うもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に定める施術所を開設したもの以外で、手技、温熱、電気、光線、刺激等の療術行為を行う業種に属する事業を行うもの
- (6) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (7) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (8) 法令等に違反するもの
- (9) その他次の①から⑥に該当し、九州大学が適当でないと判断するもの
 - ① 公序良俗に反するおそれのある事業を行うもの
 - ② 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
 - ③ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ④ 人権を侵害するおそれがあるもの
 - ⑤ 社会問題を起こしているもの
 - ⑥ 対象施設の運営に支障を及ぼし、本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

5. 愛称設定条件

- (1) 本学基本方針「6. 愛称の条件」によるものとし、農学研究院において愛称として設定することが適当でないと認めたものについても用いることができないものとします。
- (2) 契約期間中における愛称の変更は原則としてできないものとします。

6. 特典

ネーミングライツパートナーには、次の各号に掲げる特典があります。(詳細な内容については、

本学と事前協議することが必要です。)なお、催し物によっては、その主催者の要請により、特典の内容が一部制限される場合があります。

また、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等できません。

(1)愛称のサインや案内看板等を設置することができます。ただし、良好な景観保護のため、デザインには農学研究院ネーミングライツデザイン共通ルール(別紙 2 参照)を設けることとし、これにより難しい場合は、事前に農学研究院との協議が必要となります。不明な点については事前にご相談ください。

(2)本学の広報誌やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努めるものとします。

(3)ネーミングライツパートナー自身もネーミングライツパートナーであることを PR することができます。

(4)その他、希望される特典等(付帯条件)があれば提案することができます。

7. 応募方法

(1)提出書類・提出部数

① 申込書(別添様式1) 1部

② 誓約書(別添様式2) 1部

③ 会社概要・パンフレット 3部(メールで提出の場合は電子データで1部)

④ 提案書(提案有の場合) 3部(メールで提出の場合は電子データで1部)

(サイン等を設置する場合は、農学研究院ネーミングライツ共通ルール(別紙 2)に則ったイメージ図の提出が必要です。)

(2)留意事項

① 応募に要した経費は、全て応募者の負担とします。

② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。

③ 応募書類は返却しません。

④ 応募書類は必要に応じて複写します。

(3)提出先

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学施設部施設企画課総務係

Tel :092-802-2044

e-mail: ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

※(1)①～④の提出書類を電子データで提出される場合は、提出用の URL をお知らせしますので、まずはメールでご連絡ください。

(4) 提出期限

毎月、前月末までの応募に対して選考を行い、すべての対象施設にネーミングライツが設定された場合は、その時点で募集を終了します。

8. 選考方法

次の基準に基づき、本学が設置する選定委員会において、応募の趣旨、愛称案、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナーの候補者を選定します。

(1) 次の資格要件を全て満たした応募者を選考対象とします。

① 提出資料の確認

申請時の提出資料が揃っているか確認します。提出資料に不備又は虚偽があった応募者は失格とし、提出資料が虚偽の内容なく全て揃っている応募者のみを選考対象とします。

② 応募資格の確認

応募者としての資格を確認します。資格のない応募者は失格とします。

③ 設定条件の合致

提案が命名権の設定条件を満たしているか確認します。設定条件を満たしていない応募者は失格とします。

(2) (1)の資格適否をすべて満たし、かつ、1 応募の趣旨、愛称案が敵と判断された応募者のうち、次の 23 の合計得点が最も高いものをネーミングライツパートナーとして選定します。

① 応募の趣旨、愛称案(適・否)

・ネーミングライツパートナーとして適正の判定を行います。

② ネーミングライツ料年額(80 点)

・財政的な観点から高いほど高得点とします。

③ 契約期間(20 点)

・命名権として定着させる観点から期間が長いほど高得点とします。

評価点が同点の場合はネーミングライツ料年額の高い提案を行った業者の順位を上位とします。

(3) 第一希望施設にて契約候補とならなかった者で、他に契約を希望する施設がある場合は、(2)の採点方法により、希望施設における合計得点が最も高い者から候補者として選定します。

(4) 合計得点と同じの場合は抽選とします。

(5) 選考は毎月、前月末までの応募に対して行います。

(6) (4)により選定されなかった応募者に対し、他の同等の公募施設に空きがある場合に限り、別の施設を案内し、ネーミングライツパートナー候補とすることがあります。

9. 選定結果の通知及び公表

応募者に対し、ネーミングライツパートナーの選定の可否について、選定後速やかに文書で通知します。

また、選定の結果は、本学のホームページや広報誌等により公表します。

10. 契約の締結

ネーミングライツパートナーとして選定された者とネーミングライツに関する契約を締結します。

11. 費用負担

愛称サイン及び案内看板等の設置、変更、設定期間満了並びに契約解除後の原状回復に要する経費その他愛称設定に伴い発生する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。但し、本学のホームページ及び印刷物等の表示変更に要する経費は、本学の負担とします。

12. 契約解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設の運営イメージが損なわれる恐れが生じた場合又はネーミングライツパートナーの事情、瑕疵により、愛称の維持が困難な場合には契約を解除することがあります。

また、新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や設定した愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

13. その他

- (1) 設定した愛称は、施設の正式名称ではないことから、規則等の改正は行いません。
- (2) 愛称のサインや案内看板等の内容や設置場所等については、申込みのあった愛称(案)を基本として本学と協議の上、決定します。
- (3) 愛称は、本学の対象施設ホームページで表示するほか、印刷物などでも記載されます。
- (4) 現場確認を希望する場合は、必ず募集要項の交付を受けた上で、7. 応募方法(3)提出先に記載する連絡先にて日程調整を行ってください。
- (5) 愛称の設定にあたっては、「九州大学におけるネーミングライツの設定等に関する基本方針」が適用されます。
- (6) その他必要な事項は別添の契約書案に定めるとおりとします。なお、当該契約書案により難しい事項がある場合は、本学と協議のうえ決定するものとします。

【本件に関するお問い合わせ先】

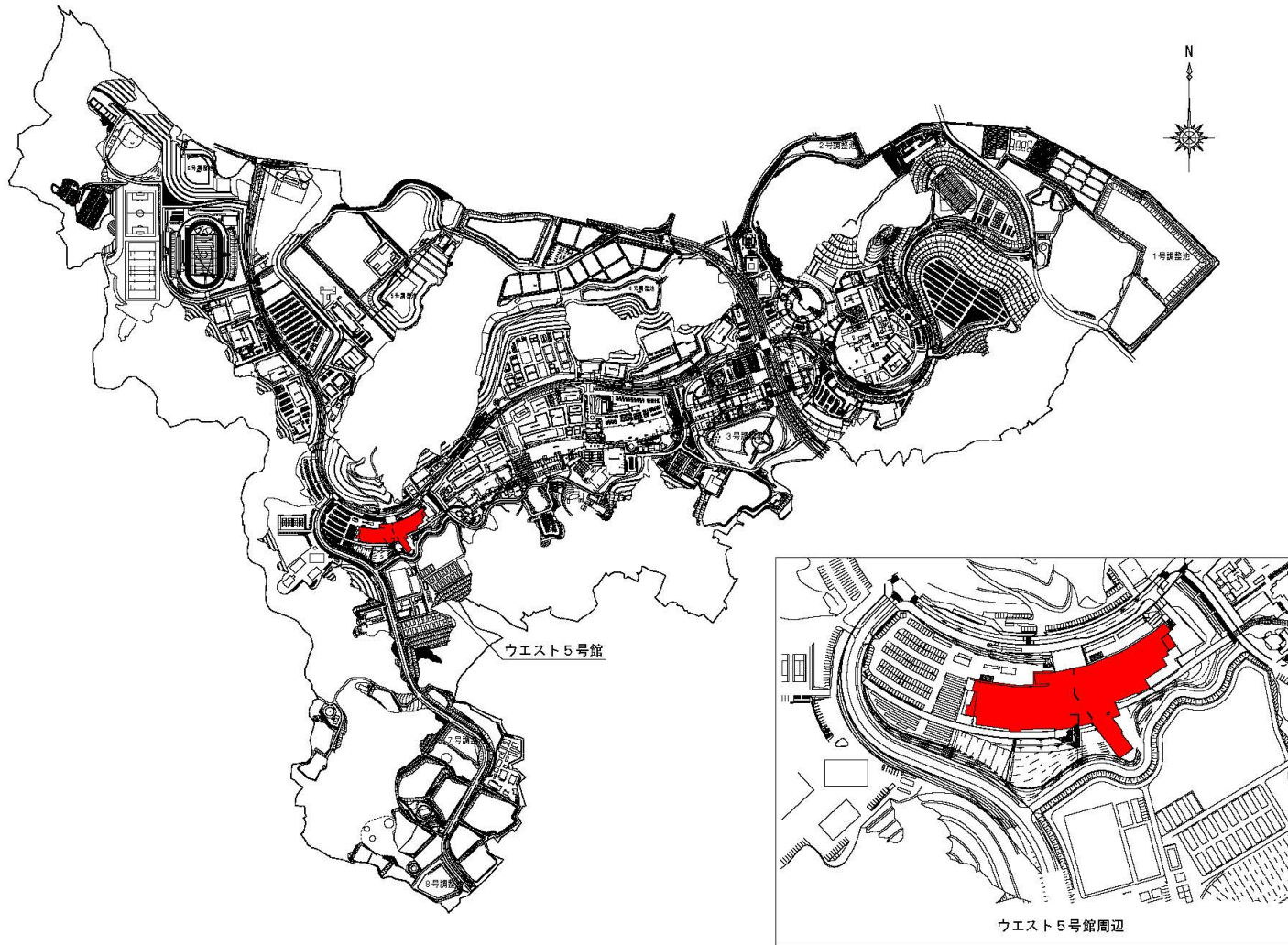
(募集要項等全般について)
〒819-0395 福岡市西区元岡 744
九州大学施設部施設企画課総務係
Tel :092-802-2044
e-mail:ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

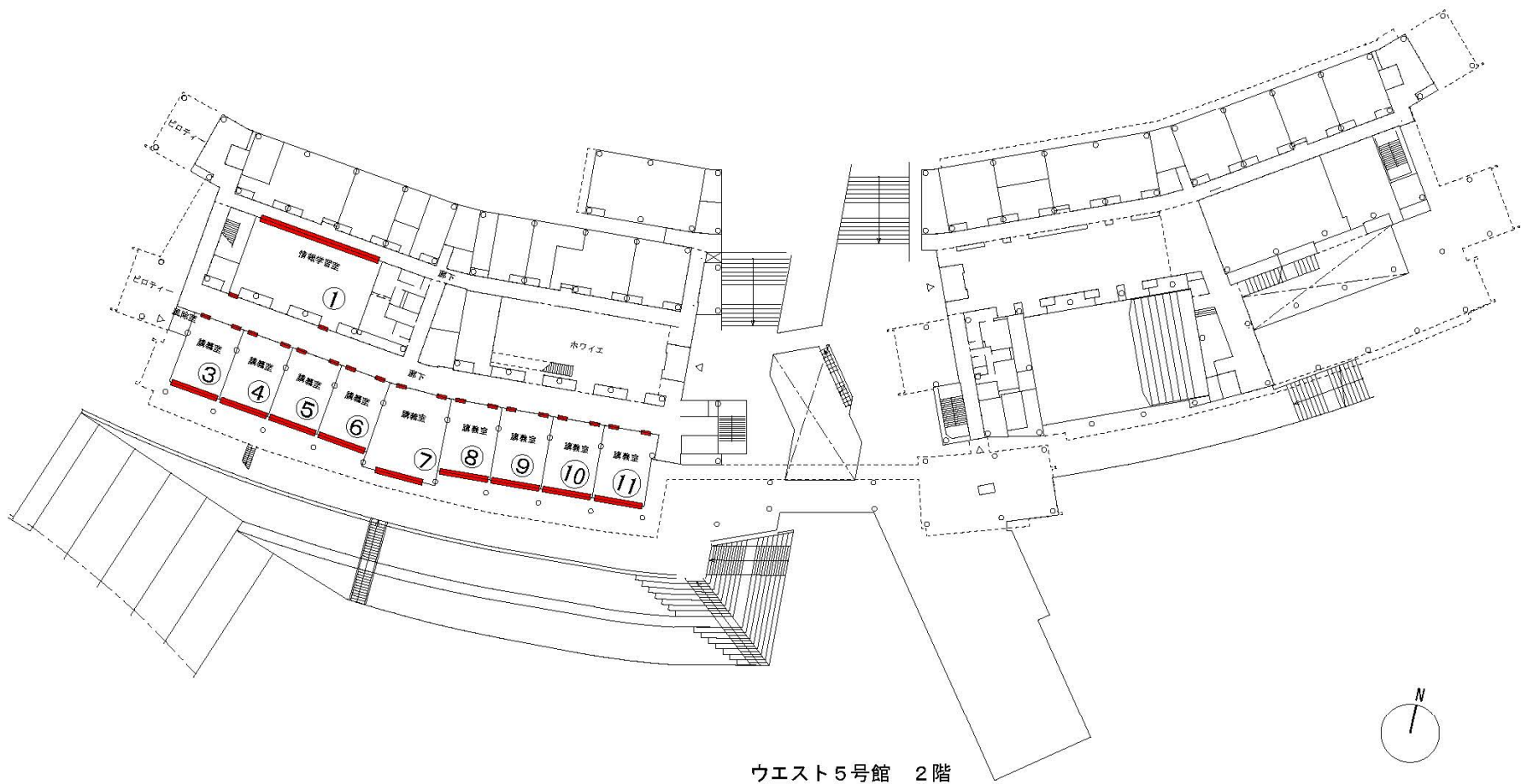
(公募対象施設について)
〒819-0395 福岡市西区元岡 744
九州大学農学部等事務部農学系保全係
Tel :092-802-4517
e-mail: noekoei@jimu.kyushu-u.ac.jp

公募対象施設一覧

番号	種類	建物	対象室	図面番号	延床面積 (㎡)	座席数	扉サイズ (mm)	主な利用者	区分	最低料金 (万円/年)
1	情報学習室	ウエスト5号館	情報学習室	①	195	66	W1,760×H2,560 W1,790×H2,100	農学部の学生	区分D	150
2	情報学習室	ウエスト5号館	情報学習室	②	65	24	W900×H2,100 W410×H2,100	農学部の学生	区分C	100
3	部局講義室	ウエスト5号館	第1講義室	③	74	48	W1020×H2,120	農学部の学生	区分B	50
4	部局講義室	ウエスト5号館	第2講義室	④	73	48	W1020×H2,120	農学部の学生	区分B	50
5	部局講義室	ウエスト5号館	第3講義室	⑤	73	48	W1020×H2,120	農学部の学生	区分B	50
6	部局講義室	ウエスト5号館	第4講義室	⑥	74	48	W1020×H2,120	農学部の学生	区分B	50
7	部局講義室	ウエスト5号館	第5講義室	⑦	117	48	W1020×H2,120	農学部の学生	区分C	100
8	部局講義室	ウエスト5号館	第6講義室	⑧	74	48	W1020×H2,120	農学部の学生	区分B	50
9	部局講義室	ウエスト5号館	第7講義室	⑨	73	48	W1020×H2,120	農学部の学生	区分B	50
10	部局講義室	ウエスト5号館	第8講義室	⑩	73	48	W1020×H2,120	農学部の学生	区分B	50
11	部局講義室	ウエスト5号館	第9講義室	⑪	75	48	W1020×H2,120	農学部の学生	区分B	50
12	部局講義室	ウエスト5号館	第10講義室	⑫	132	90	W1020×H2,120	農学部の学生	区分C	100
13	部局講義室	ウエスト5号館	第11講義室	⑬	132	90	W1020×H2,120	農学部の学生	区分C	100
14	部局講義室	ウエスト5号館	第12講義室	⑭	132	90	W1020×H2,120	農学部の学生	区分C	100
15	部局講義室	ウエスト5号館	第13講義室	⑮	132	90	W1020×H2,120	農学部の学生	区分C	100
									合計	1,150

農学研究院建物配置図





ウエスト5号館 2階

農学系施設ネーミングライツ 対象教室

ウエスト5号館

① 2階 情報学習室



② 3階 情報学習室



③ 講義室 1



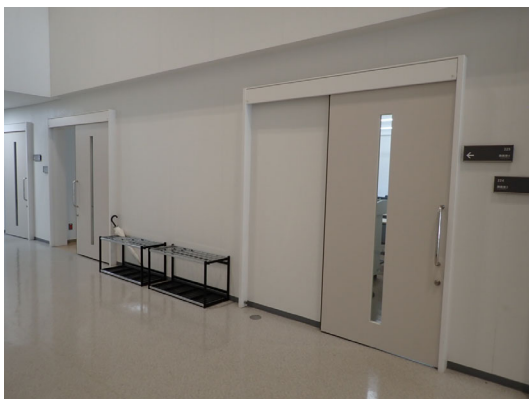
④ 講義室 2



⑤ 講義室 3



⑥ 講義室 4



⑦ 講義室 5



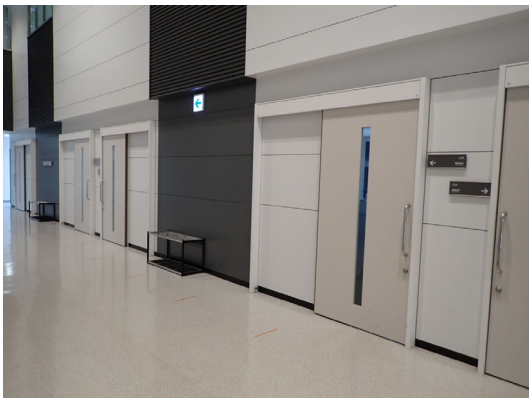
⑧ 講義室 6



⑨ 講義室 7



⑩ 講義室 8



⑪ 講義室 9



⑫ 講義室 10



⑬ 講義室 11



⑭ 講義室 12



⑮ 講義室 13



農学研究院ネーミングライツデザイン共通ルール

農学研究院ネーミングライツによるサイン等の設置については、次のように定めます。

(1) 対象施設のサイン等設置

以下により対象となる施設（室）ごとに指定された場所に設置するものとします。

原則として、部屋内への設置は不可とします。

【2階情報学習室】

① 北側扉 2面（必須）

・扉面サインの設置可能範囲は扉全面（部屋外側）とし、カッティングシート等の使用をお願いします。ただし、扉全面を覆い隠して室内が見えなくなるようなデザインは不可とします。

② 北側ガラス面 12枚（任意）

・ガラス面サインの設置可能範囲はガラス全面（部屋外側）とし、カッティングシート等の使用をお願いします。ただし、ガラス面全面を覆い隠して室内が見えなくなるようなデザインは不可とします。

③ 北側壁面掲示物 1枚（任意）

・掲示物のサイズはA0程度までとします。

④ 南側扉 2面（必須）

・扉面サインの設置可能範囲は扉全面（部屋外側）とし、ラッピングシールの使用をお願いします。ただし、扉全面を覆い隠して室内が見えなくなるようなデザインは不可とします。
・扉面サインはシート貼りとします。

⑤ 南側壁面掲示物 1枚（任意）

・掲示物のサイズはA1程度までとします。

【3階情報学習室】

① 南側扉 1面（必須）

・扉面サインの設置可能範囲は扉全面（部屋外側）とし、ラッピングシールの使用をお願いします。ただし、扉全面を覆い隠して室内が見えなくなるようなデザインは不可とします。

② 南側壁面掲示物 1枚（任意）

・掲示物のサイズはA0程度までとします。

③ 南側ガラス面 4枚（任意）

・ガラス面サインの設置可能範囲はガラス全面（部屋外側）とし、カッティングシート等の使用をお願いします。ただし、ガラス面全面を覆い隠して室内が見えなくなるようなデザインは不可とします。

④ 西側扉 1面（必須）

- ・扉面サインの設置可能範囲は扉全面（部屋外側）とし、ラッピングシールの使用をお願いします。ただし、扉全面を覆い隠して室内が見えなくなるようなデザインは不可とします。
- ・扉面サインはシート貼りとします。

⑤ 西側壁面掲示物 1枚（任意）

- ・掲示物のサイズは A0 程度までとします。

⑥ 東側ガラス面 6枚（任意）

- ・ガラス面サインの設置可能範囲は既設目隠しシート設置部分以外かつ、ガラス1枚につき12.5%（0.38㎡）以内の範囲とし、カットイングシート等の使用をお願いします。
- ・周りの雰囲気と調和する落ち着いたデザインとします。

【講義室】

① 屋外側扉（必須）

- ・扉面サインの設置可能範囲は扉全面（部屋外側）とし、カットイングシート等の使用をお願いします。ただし、扉全面を覆い隠して室内が見えなくなるようなデザインは不可とします。
- ※ 2階の講義室には6面、3階の講義室には12面設置できる箇所がありますが、設置する数量は任意とします。

② 屋内側扉 2面（必須）

- ・扉面サインの設置可能範囲は扉全面（部屋外側）とし、ラッピングシールの使用をお願いします。ただし、扉全面を覆い隠して室内が見えなくなるようなデザインは不可とします。

③ 扉上部プレート 扉1面につき1枚（任意）

- ・扉上部のプレートは W1,000×H300 程度とします。
プレートには、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマークおよび QR コード（以下「(2) デザイン等」参照）のみ記載可能とします。

④ 壁面掲示物 1枚（任意）

- ・掲示物のサイズは A0 程度までとします。

(2) デザイン等

- ・用途や背景、周辺環境に配慮した建物と一体感のある色彩とします。
- ・安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう確実に固定等を行うこととします。
- ・企業広告及び PR 等については QR コード等での展開を併用いただくとともに、ご提供いただくすべての情報に対し積極的な多言語表記をお願いします。

（例：日英2か国語）

(3) その他

前述の範囲内であっても、選定委員会において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け入れられるか、施設のイメージを損なう恐れがないかの観点からサイン等について判断することになります。また、本学は契約期間中でも、本学の基準（本募集要項を含む）に合致しなくなる事象が発生した場合は、サイン等の変更を求めることができます。

デザインイメージ

【2階情報学習室】



2階情報学習室 (北側) イメージ



2階情報学習室 (南側) イメージ

【3階情報学習室】



3階情報学習室 (南側) イメージ



3階情報学習室 (西側) イメージ



3階情報学習室 (東側) イメージ

【講義室】



講義室 (屋外側) イメージ



講義室(屋内側)イメージ